

伊方原子力発電所環境安全管理委員会環境専門部会次第

日 時 平成 25 年 3 月 22 日(金)10:00~
場 所 愛媛県水産会館 6 階大会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 環境専門部会長の選任について
- (2) 平成 25 年度伊方原子力発電所周辺環境放射線等調査計画について
- (3) 平成 25 年度伊方原子力発電所温排水影響調査計画について
- (4) 緊急時環境モニタリング実施要領の改定について

3 報告事項

- (1) 放射線監視に係る自動通報値について
- (2) その他

4 閉 会

伊方原子力発電所環境安全管理委員会原子力安全専門部会次第

日 時 平成 25 年 3 月 21 日(木)13:30~
場 所 愛媛県水産会館 6 階大会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 原子力安全専門部会長の選任について
- (2) 伊方 3 号機耐震裕度 2 倍確保に係る取組みについて

3 報告事項

- (1) 長期停止に伴う保全対策について
- (2) 伊方発電所の安全対策の実施状況について
- (3) その他

4 閉 会

緊急時環境モニタリング実施要領の改定について

愛媛県では、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、「愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）」（以下、「県地域防災計画」という。）を定めており、同計画の中では、平常時及び緊急時における周辺環境の放射線及び放射性物質に関する状況を把握するため、環境モニタリング体制の整備や環境モニタリング資機材の整備等についても盛り込んでおり、原子力災害対策指針等に基づき、緊急時モニタリングの手順を示した「緊急時環境モニタリング実施要領」（以下、「実施要領」という。）を策定するよう規定している。

県地域防災計画については、国の防災計画の改定や、原子力災害対策指針の策定等を踏まえて平成25年2月20日に修正を行っており、実施要領についても、この改定に対応して、見直しを行う。

なお、原子力規制委員会では緊急時モニタリング等の在り方について、本年5月までに原子力災害対策指針を改定すべく、検討を進めているため、今回の実施要領の見直しは、緊急時モニタリング範囲拡大に伴う組織見直しや資機材の追加等といった暫定的なものとして、当該指針の改定がなされた後に改めて見直すものとする。

1 緊急時環境モニタリング実施要領

この要領は、緊急時環境モニタリング（以下「モニタリング」という）等の組織、実施内容及び方法等を定め、モニタリングを迅速かつ効果的に実施することを目的に、

- モニタリングの組織、要員、任務及び設置場所
- モニタリングの実施
- モニタリング資機材
- 情報伝達

等について規定している。

2 地域防災計画の修正概要（緊急時モニタリング関係）

（1）総論

- 原子力災害対策重点区域（地域防災計画第1編第2章1－2－1）
 - ・予防的防護措置を準備する区域（P A Z）の設定
原子力施設を中心に概ね半径5kmの地域（伊方町）
 - ・緊急時防護措置を準備する区域（U P Z）の設定
原子力施設を中心として概ね半径30kmの地域からP A Zを除いた地域
(伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町)

（2）原子力災害事前対策

- 環境放射線モニタリング体制の整備（地域防災計画第2編第4章）
 - ・緊急時モニタリングの長期化に対応できるような必要な人員の確保
 - ・モニタリング情報共有システム（ラミセス）の整備、維持

（3）緊急事態応急対策

- 緊急時環境モニタリング等の実施（地域防災計画第3編第7章）
 - ・国は、原子力災害対策指針（現在改定作業中）に基づき緊急時環境モニタリング

実施計画を策定

- ・国は、モニタリングの結果に対する総合評価を行い公表

(4) 原子力災害中長期対策

- 環境モニタリングの実施と結果の公表（地域防災計画第4編第4章）

- ・県は、国、関係機関及び原子力事業者と協力してモニタリングを行い、その結果を速やかに公表し、平常時モニタリング体制に移行

3 国の原子力災害対策指針（緊急時モニタリング）の検討状況

(1) 今後、原子力規制委員会で検討を行うとしている課題

平成25年2月27日に改定された原子力災害対策指針において、「今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題」のひとつとして、「緊急時モニタリング等の在り方」が挙げられており、今後、詳細な検討等が必要としている事項は以下のとおり。

- 緊急時と平常時に分けたモニタリング計画の策定
- OIL（運用上の介入レベル）の変更手順
- 線量評価の手順
- 事前準備の在り方

(2) 国の原子力災害対策指針に盛り込むポイント

現在、原子力規制委員会の「緊急時モニタリング等の在り方に関する検討チーム」により、国の原子力災害指針に盛り込むポイント（案）として、以下の事項を抽出しております、本年3月中に同指針に盛り込む内容を固める予定。

- 緊急時モニタリングの基本方針
- 緊急時モニタリングの目的、定義等
- 緊急時モニタリングの事前準備
 - ・緊急時モニタリング計画と緊急時モニタリング実施計画
 - ・緊急時モニタリングの実施体制
- 緊急時モニタリングの実施
 - ・モニタリング項目の測定、モニタリング結果の集約と解析評価
 - ・初動対応
 - ・公表
 - ・安全管理

4 地域防災計画改定等に伴う実施要領の今回の修正

平成25年4月1日を目途に修正を行う。

- 緊急時モニタリング範囲拡大に伴う現地モニタリング班のチーム編成の変更

測定項目毎に複数班が同一地点を測定する現行の班編成を、測定ルート毎に複数項目を測定する班編成に変更

- 新たに加わった重点市町の職員のモニタリング組織への編入、

地域防災計画において重点市町に加わった自治体のモニタリングへの協力を明確化

- モニタリング資機材の拡充整備（モニタリングポストの増設、モニタリング情報共有システム（ラミセス）の導入など）

平成24年度までに追加整備した資機材の反映